

研究所ニュース No.80

# リベラしおん

「リベラしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388  
FAX 092-645-0387 Mail:info@f-jinken.com URL:<http://www.f-jinken.com/>

## 会員の結集・拡大、財政基盤整備を! ～部落差別解消推進法など人権立法を追い風として～

公益社団法人福岡県人権研究所 理事長 森山 沾一

### ○ 予測できないこの1年

会員・関係者の皆様にあります健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。昨年は、EU やアメリカ大統領選挙、熊本・大分地震などが起こりました。地球的規模で事態が進行しているから深刻です。今年も地域社会・自治体に一気にその影響が出てくる可能性があります。世界では、経済的・社会的格差が広がっています。だからこそ最悪・最善の状況を読み、持続する人権社会の創造が必要でしょう。

### ○ 次のステップへ

本研究所は公益社団法人格を取得して4年間が過ぎました。その前 10 年間の社団法人を経て、部落史研究会の初心を持続しながら、各部会制により活性化をめざしてきました。部落史の分野では、創立以来懸案の「井元麟之資料目録」(『リベラシオン』No.161) を刊行、松本治一郎先生逝去 50 周年の『リベラシオン』特集 (No.164)、記念集会『資料集』の作成、県内各地の近世部落史資料の発掘を行ってきました。さらに、自治体からの人権意識調査や企業研修・出版物編集・研修会企画などの受託受け入れのレールが敷かれ、その数も順次増えてきています。また、「全国水平社宣言関係

資料世界記憶遺産化」は、朝鮮衡平社との国際連帯で行う方針が決定しました。啓発活動も部会活動と連動して諸団体との協力のもと行われてきました。各部会の継続的活動に加え、事務局、理事会、執行理事会の組織的基盤がほぼ確立されたと思います。

同時に強みは、人権関連法の制定・施行です。5 年後には全国水平社創立百周年がきます。

### ○ 会員の結集のできる場を

現在部会活動などが個別化しています。会員全体が結集する機会を増やすために、定期研究会への参加、機関誌『リベラシオン』や出版物の会員による検討・学習会、財政基盤の確立が少しづつ実現していると思います。会員拡大のプロジェクト、事務局活動の統合化・能率化による体制強化が今年の重点課題です。これらを総会に向けて具体化していく必要があります。

部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法は、国や自治体の責務や相談体制・実態調査を挙げています。法律を実質化する市民の活動が大切です。法が成立した背景をよく考え、人権確立社会に向けた活動とともにに行って行きましょう。(2017.1.7)

**報告** 2017年1月4日(水)～1月8日(日)

## 第12回海外人権スタディツアーア in フィリピン

海外人権スタディツアーア企画部会

**○はじめに**

海外人権スタディツアーア企画部会では、昨年から「フィリピンツアーア」の計画を立て学習会を重ねてきました。

そして、いよいよ2017年1月4日(水)～1月8日(日)12名の参加者は福岡国際空港を出発し、マニラ空港経由でセブ空港へ。飛行機が到着したのは、1時間遅れの23時。迎えてくれたのは、現地のスタッフの方と本研究所特命研究員の柳井さんの笑顔でした。そして、その日は、ホテルへ。

**○セブ市役所、NPO法人セブンスピリット訪問**

二日めの午前中はセブ市役所へ。この日の通訳は、セブ日本人会の櫻井絹枝会長にお願いしました。セブ市は、北九州市から廃棄物の処理方法などを学び着実に改善をしています。

その最前線をリードするのは元セブ市議会議員、現市長直属環境問題担当職員のニダ・カブレラさんです。地図などを見せてもらいながら、「生ゴミ」を肥料に変える「高倉式コンポスト」や「ゴミの分別収集の定着」についての取り組

みなどを聞きました。北九州市の北橋市長の訪問予定もあると知り、身近に感じました。(写真下:ニダさん)



午後は、セブのマクタン島のきれいな海を堪能した後、市内に戻り、NPO法人セブンスピリットへ。貧しい生活を強いられ、学校で満足に学ぶこともできないストリートチルドレン。



(写真上:笑顔の子どもたち)

ここでは、その子どもたちに音楽や美術など情操教育を通して規律や努力の大切さを教え、社会で生き抜けるエンパワーメントをつけることをめざしています。リコーダーやフルートなどの演奏を聴きました。また、保護者会も開催し喜ばれていました。

ここでは、①ハロハロの教育施設でのオリエンテー

人たちと交流する中で「貧困の悪循環を断つ」その取り組みは、人権・同和教育の営みと共通するものを感じました。

三日めは、マニラに移動し、ホセ・リサール記念館(独立記念館)やアメリカ統治時代に利用され第二次大戦で日本軍占領時に司令部が置かれ多くの捕虜が地下牢や水牢で殺害された歴史があるサンチャゴ要塞を見学しました。捕虜の人たちが監禁された鉄格子の跡が生々しく残っていました。(写真下)

**○遠景で見るパヤタス・ダンプサイト(ゴミの山)**

四日めは、メトロマニラケソン市のソルトパヤタス地域にあるNPO法人ハロハロフィリピン事業地をまる1日見学しました。案内は日本人スタッフの方とボランティアの現地の学生です。

ここでは、①ハロハロの教育施設でのオリエンテー

ション、②コミュニティー施設訪問(写真下)、



ゴミの臭気を体感(写真下)、



④ハロハロで子どもたちと同じメニューの昼食、⑤3班に分かれての家庭訪問、⑥住民組織(サマカパイ)では、廃物を利用した手工芸講習の様子の視察とおみやげとして手工芸品の購入、⑥ハロハロの教育施設

に戻り一人ひとり感想の交流=振り返り、という非常に充実した内容の1日を送ることができました。

**○おわりに**

3泊4日の日程でしたが、人権・環境・平和の大切さを感じることができた密度の濃い「第12回海外人権スタディツアーア in フィリピン」でした。

詳しい内容は参加者で執筆を分担し機関誌『リベラシオン』で掲載する予定です。

**2017年1月28日(土) 第17回 筑紫地区人権・同和教育研究大会  
教育部会の税所賢一さんが「水平社創立大会」の模擬授業を行いました**

教育部会

1月28日(土)「人権の未来を拓く子どもたちへ」をテーマに標記の研究大会が、春日市クローバープラザをメイン会場に開催されました(主催:第17回筑紫地区人権・同和教育研究大会実行委員会)。

第6分科会「『部落史学習』模擬授業で学ぶ部落史・部落問題」で本研究所教育部会長の税所賢一さん(春日市須玖小学校/写真右)が模擬授業を、そして本研究所理事/イシタキ人権学研究所所長の石瀧豊美さんの講話「『解放令』と水平社の間を埋めるもの～水平社宣言を読む～」が行われました。分科会参加者は、約170名。

分科会のねらいは、「今回の模擬授業は『地域に被差別部落のない校区での授業実践はどうあるべきか』を問うものとして位置づけ、授業実践を紹介します。模擬授業を受け、水平社の創立に関する認識を深めるために石瀧豊美先生に講話をしていただきます。日本初の人権宣言『水平社宣言』を、皆さんにご存じだと思いますが、『なぜそ



いわれるのか』『その素晴らしいとは何なのか』を今一度、模擬授業と講話を通して考えてみましょう。」(分科会基調より一部抜粋)と明確です。

税所さんは、春日市小学校「社会科基底カリキュラム」をもとに授業をしました。

導入は福岡県同和教育副読本『かがやき』高学年用の教材「お茶くみ当番」の振り返りからはじめました。

そして、くめあて 解放運動をした人々は、どのような社会をつくろうとしたの

か考えよう>を参加者みんなで読みました。税所さんは、発問をして参加者を指名しました。

「水平社宣言」を提示する前に「宣言とは、決意や誓い」と説明しました。子どもの認識の筋道・発達段階を考えて「宣言」をイメージさせる大切で丁寧なポイントだと考えました。展開の中で主になる発問については、その意図をコメントやプレゼンで説明するなど配慮がなされていました。

「差別された人の世に熱あれ」ではなく「人の世に熱あれ 人間に光りあれ」としたのはどのような思いが込められているかを聞いていました。

まとめは、以下のとおりです。

差別と闘ってきた人々は、祖先の生き方の誇りや人間としての権利を取り戻すことによって、自由平等社会をつくりたいと考えていた。

その後、小学校で教えられた内容を中学校にどうつないでいくのかなど活発な質疑応答がなされました。

配布されていた『水平社宣言集』(「水平社宣言原本(綱領・宣言)」と「筑紫地区四市一町(春日市・大野城市・那珂川町・太宰府市・筑紫野市)の社会科カリキュラムの水平社宣言の要約集)

石瀧豊美さんは、一人ひとりが時代背景

### 2016年度研究助成プロジェクト研究報告会

2017年1月27日(金) 19:00から福岡市立堅粕人権のまちづくり館で本研究所研究助成プロジェクトの研究成果報告会が行われ、関儀久さん(会員/二日市中学校)が

「明治22年町村制施行と部落問題について—福岡県那珂郡の場合—」というテーマで研究報告をしました。

関さんは、「江戸時代の身分差別がなぜ明治以降の日本近代社会で部落差別して残ったのだろう。身分差別を思い起こさせるような仕掛けが近代日本社会のなかにいくつもあり、その一つが明治21(1889)年4月の町村制施行だと考え、福岡県の旧那珂郡、被差別部落と周辺町村合併の動きを検討していました。

当日は14名の参加があり活発な討議がなされました。関さんの報告はこの日の論議を受けて機関誌『リベラシオン』に掲載予定です。

を考えながら、「水平社宣言」と向き合うことの大切さや、水平社結成以前の福岡の解放運動の動きなどについて話されました。

ア/ン/ケ/ー/ト/よ/り

○宣言文を音読される税所先生の声を聞きながら、「教師が子どもに何を伝えようとしているか、どんな“熱”をもっているか」が大事だよな…と再確認させていただきました。石瀧先生の話はいつも学ぶことが多いです。何よりも「解放令」「水平社」をどう教えるかを単独に考えがちな私に、歴史を流れとともにとらえる視点を教えて下さいます。また、「水平社」をもとに、いじめや差別について考える場をつくるということも、本当に大切だと思いました。

○初めて部落史学習の分科会に参加しました。今年度6年担任として、この水平社宣言の授業をしましたが、とても難しく、悩んでいました。今日の分科会で模擬授業を見せて頂いたりして、今まで分からなかつたり、悩んでいたところを勉強させて頂きました。これから実践に生かしていきます。ありがとうございました。

○水平社の小学校での授業を知ることができ、とても良かった。中学校の中で、どのように水平社を教えていくのか考えさせられた。もっと勉強して、中学生にどのように教えていくのか考えていかなければならぬと、強く思いました。また、石瀧先生の歴史の解釈もとても参考になりました。もっともっと勉強しなければならないと思いました。

<筑紫地区実行委員会の方のご協力ありがとうございました。>

「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」)が昨年12月16日に公布・施行されました(既報)。今号では、その評価と今後の課題について、部落解放・人権研究所名誉理事 友永健三さんのコメント(「すみりんニュース」No.51 公益財団法人住吉隣保事業推進協会発行)を一部抜粋して転載します。

(事務局)

【資料】「すみりんニュース」No.51から一部抜粋して転載

### 「部落差別解消推進法」について

部落解放・人権研究所名誉理事 友永健三  
(略)

#### 「部落差別解消推進法」の評価

①部落差別の解消の推進を名称としていること(国の法律で部落差別という用語が使用されたのはこの法律が初めてです)、②現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであるとの認識を明確にしたこと、③国と地方公共団体に、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を求めていること、④国と地方公共団体に、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めていること、⑤部落差別解消に関する施策の実施に資するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うことを求めていること、⑥この法律は、従来あった「特別措置法」とは異なり、期限は定められておらず、部落差別が解消されるまで効力を持ったものであること。

総じてこれらは、現状において部落差別を撤廃するうえで大いに役立つものです。

一方、問題点としては、以下の諸点をあげることができます。

①部落差別の被害者の効果的な救済のための新たな機関(人権委員会)の設置の必要性まで踏み込んでいないこと、②悪質な部落差別に対する法的規制の必要性まで踏み込んでいないこと、③当事者を含む学識経験者の参画を得た審議会の設置に関する規定が含まれていないこと

(略)

#### 今後の課題

(略)

①運動団体内はもとより、各方面で、この法律制定の意義と課題、今後の活用等についての議論を起こすことが必要です。とりわけ、この法律は、部落差別が現存していること、部落差別が許されないものであることを明確にし、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施を求めていることを、一人でも多くの人びとに訴えていくことが必要です。②当該自治体に対して、この法律の制定を踏まえて、取り組まねばならない課題について交渉をする必要があります。その際、当該自治体として、この法律に対する基本的な受け止め方を明確にすることを求めるとともに、相談体制の充実、教育・啓発の推進に関してどのような方向性を考えているかの回答を求めていくことが重要です。また、差別事件や相談を通して、今日、どのような部落差別の実態があるのかについて自治体として明らかにしていくことを求めていくことも重要な課題です。③法務省をはじめとした政府各省庁に対して法律の制定を踏まえて、取り組まねばならない課題について交渉することが必要です。その際、法務省をはじめとした各省庁の、この法律に対する基本的な受け止め方を明確にすることを求めるとともに、相談体制の充実、教育・啓発の推進に関してどのような方向性を考えているのかの回答を求めていくことが求められます。また、差別事件や相談を通して、今日、ど

のような部落差別の実態があるのかについて法務省をはじめとした政府各省庁としても明らかにしていくことを求めていくことも重要な課題です。④差別事件を中心とした実態調査結果や相談の分析を通して明らかになってくる部落が置かれている実態を基に、今後、部落差別の解消に向けて求められていくことはどのようなものなのかについて専門的な見地からの検討が必要になってきます。このためには、当事者をはじめ専門家の参画を得た審議会が設置される必要があります。⑤上記の取組が行われたならば、かねてより各方面から指摘されてきている人権救済のための法制度の整備、悪質な差別に対する法的な規制の必要性が明確になってくると思われます。

## おわりに

今年は、日本国憲法が公布されて70年、内閣同和対策審議会答申が出されて51年、人種差別撤廃条約の日本での発効、地域改善対策協議会意見具申20年、という節目の年です。

周知のように日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、

差別されない」と規定されています。「部落差別解消推進法」は、この規程が盛り込まれているにもかかわらず現存している部落差別を解消するために役立つ法律です。

また、「同対審」答申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」とあります。この指摘を踏まえるならば「特別措置法」終了後、部落差別が現存している現状に鑑みて「部落差別解消推進法」は、部落差別が解消されるまで同和行政を推進していくための法的根拠であるといえます。

さらに、日本が締結している「人種差別撤廃条約」との関係では「部落差別解消推進法」は、同条約の履行監視を担っている人種差別撤廃委員会から日本政府に対して出されている部落差別解消に向けた勧告の具体化に役立つ者です。

なお、本年は、「部落解放基本法」の制定運動から31年目を迎えていますが「部落差別解消推進法」制定されたことによって「部落解放基本法案」に盛り込まれていた内容が、あたかも伏流水のように、部分的に実現しようとしていることを付言しておきたいと思います。

(略)

## 2016年度福岡県人権・同和研究実践交流会

## 第44回福岡県人権保育研究集会

2月18日(土)、田川地区内の公共施設で、「一学びが社会を創造する—①子どもたちの自己実現への支援を確かなものにし、人権のまちをめざそう。②それぞれの実践をさまざまな切り口から検証し、より確かな協働の取り組みについてこう。」をテーマに開催され

ました。特別分科会「育ちと学びをつなぐ」、第1分科会「進路保障」、第2分科会「学びとつながり」、第3分科会「人権の学び」、第4分科会「子どもの学びおとの学び」の5つの分科会に分かれました。

第1分科会では、「筑紫野市立二日市北小学校の家

庭や地域と連携した放課後学習会の取り組み」「大牟田市立中友小学校の日本語教室における保護者への支援」「県立若松商業高等学校における障害者雇用枠での支援について」の報告とグループ交流もあり、進路を保障するための討議が行われました。(事務局)

## 会員の声

～マザー・アース・アーティストラ～この地上で生かされ、お互いに共生をめざして  
山口 裕之

した。この場合は音楽表現をベースとしつつ、多彩な映像やプレゼン・語りにより聴衆の感性に向き合い、人生経験や既成の認識と向き合えるも、そして科学的認識と人権文化の向上・推進にむけてヴィジョンを提供できればと考えています。10年ほど前からこの啓発・生涯学習の仕事に専念したいと考え準備をしてきましたが、この春から退職して活動を行うこととしました。

オファーの内容は以下のよう�습니다。

- 人権啓発・人生応援活動・人権講座
  - ・人権のまちづくりに向けた研修会
  - ・音楽と映像で学ぶ人権・部落問題学習
  - ・子育て/高齢者支援
  - ・学力向上、進路保障
- コンサート活動(オカリナソロコンサート、アコースティック・アンサンブルなど)
  - ・笛説法平和、共生、地球市民コンサート
  - ・祝典、パーティアトラクション

今後さらに多くの出会いと学び合いにより豊かな内容を提起できるように思っています。  
(連絡先 spirit0804@gmail.com)

## ◇◇ヒューマンアルカディア特設展◇◇

**地域社会とハンセン病問題**  
～わたしたちが加害者とならないために～

期間 平成29年 12月1日(木)～平成29年 3月19日(日)  
9:00～21:00(※最終日は17:00まで)

会場 クローバープラザ7階  
福岡県人権委員会情報センター(ヒューマンアルカディア)

展示内容

第1部:ハンセン病とは 第2部:強制隔離政策  
第3部:無らい県運動 第4部:海外のハンセン病政策  
第5部:患者の苦しみ 第6部:家族の苦しみ  
第7部:わたしたちが加害者とならないために

## ◇人権社会確立第37回全九州研究集会◇

開催日：2017年5月30日(火)～31日(水)  
開催地：長崎市

主催：「人権社会確立第37回全九州研究集会」実行委

\* \* \*

## ◇第36回九州地区部落解放史研究集会◇

(福岡市で開催)  
開催日：2017年8月26日(土)～27日(日)  
場所：一般財団法人福岡県部落解放センター  
主催：九州地区部落解放史研究協議会

## 事／務／局／日／誌／か／ら (2016.12.23～2017.2.28 講師等敬称略)

12月

- 27 火 ニュース「りべらしおん」第79号発行  
28 水 年末年始閉局(～1/3(火))

2017(H29)年1月

- 1 日 元旦  
4 水 海外人権スタディツアーフィリピン出発  
7 土 部落解放同盟福岡市協議会旗開き(福岡市)  
8 日 海外人権スタディツアーフル国  
10 火 部落解放同盟福岡県連合会旗開き(福岡市)  
12 木 部会長・研究助成プロジェクト代表者等会議  
14 土 「経営安定化」プロジェクト(福岡市)  
第12回部落史研究部会(兼第12回史資料(古文書)プロジェクト)(古賀市)  
16 月 事務局会  
19 木 第77回松本・井元研究会  
20 金 大牟田市啓発リーダー養成講座(第3回/受託事業)  
22 日 第5回執行理事会(研究所)  
24 火 (第9回歴史学習プロジェクト(須恵町))  
27 金 研究助成プロジェクト(関儀久)研究報告会(福岡市)  
28 土 教育部会(筑紫地区研究大会に参加)  
30 月 事務局会

2月

- 4 土 九州地区部落解放史研究連絡協議会(熊本市)  
6 月 事務局会  
8 水 海外人権スタディツアーフィリピン企画部会打合せ  
9 木 棚卸 特別支援教育に関するセミナー第7回実行委(福岡市)  
11 土 建国記念の日  
13 月 事務局会  
18 土 福岡県人権・同和教育実践交流会(田川市)  
19 日 海外人権スタディツアーフィリピン参加者研修会(春日市)  
20 月 事務局会  
24 金 第78回松本・井元研究会  
25 土 啓発部会(福智町)  
27 月 事務局会  
28 火 (第10回歴史学習プロジェクト(須恵町))

研究所の基盤は会員の皆さんと会費です

## 会員拡大と会費納入のお願い

公益社団法人の財政基盤は、個人会員・団体会員による年会費です。個人会員6,000円  
(学生3,000円)、団体会員は10,000円。

機関誌『リベラシオン』((1,000円+税)×年4回)、ニュースをお届けします。研究所刊行物の割引、蔵書や資料の利用、主催事業参加費の割引など、特典いろいろ。ぜひお知り合いにも加入の呼びかけを!

決算の時期です。

会費未納の方は至急納入をお願いします!

住民意識調査等の受託事業に関する事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請や事業報告、公益法人関係事務、関係機関・団体等との連携・調整事務等についてはスペースの関係で省略しています。

定期購読  
しませんか

## 月刊「部落解放」

人権問題・部落問題を取り組むために役立つ雑誌です。3月申込から4月号。



新しく申込む方は、同封のビラで!

月刊 648円×12ヶ月 = 7,776円  
+ 増刊号 1,080円×4回 = 4,320円  
合計 年間 12,096円(税込)

## 2017年度定時会員総会・記念講演

日時：2017年5月28日(日) 13:00開会

場所：福岡県人権啓発情報センター

視聴覚室(ヒューマン・アルカディア)

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7

詳細は次号で。